

○平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例

平成18年3月28日

条例第5号

改正 平成18年12月25日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、協働して取組を進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、釣り糸、釣り針その他これらに類する空き缶等以外の物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- (7) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (9) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するが

ん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。

（10） 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

（11） ごみステーション 市が一般廃棄物処理計画に基づいて行う一般廃棄物の収集における当該廃棄物を排出する所定の場所をいう。

（12） 資源再生物 古紙、鉄類、びんその他再生可能な物で規則で定めるものをいう。

（市の役割）

第3条 市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事業者の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

（市民及び事業者の役割）

第4条 市民及び事業者は、互いに助言し、及び協力し合い、自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

（空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止）

第5条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

（ふんの放置及び投棄の禁止）

第6条 何人も、その飼養し、又は保管する動物が公共の場所等にふんをしたときは、これを放置し、又は投棄してはならない。

（たんづばの吐き捨ての禁止）

第7条 何人も、公共の場所等で、みだりにたんづばを吐き捨ててはならない。

（落書きの禁止）

第8条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

（落書きの消去の要請）

第9条 市長は、落書き（公共の場所にされた落書きに限る。）が放置され、著しく周辺

の環境を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(路上喫煙の禁止)

第10条 何人も、第17条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

(深夜の花火の禁止)

第11条 何人も、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)に、公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で、花火をしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第12条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により容器入りの飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(犬及び猫の管理)

第13条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(ごみステーションの利用)

第14条 ごみステーションを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された日時に廃棄物を排出すること。
- (2) 廃棄物を適正に分別して排出すること。
- (3) 廃棄物が、飛散し、又は流出しないように排出すること。

(ごみステーションからの資源再生物の持ち去りの禁止)

第15条 市及びごみステーションからの資源再生物の収集又は運搬を行う者として市長が指定する者以外の者は、ごみステーションから資源再生物を持ち去ってはならない。

(土地の管理)

第16条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著し

く周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第17条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

(路上喫煙禁止区域の変更及び解除)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(美化推進モデル地区)

第19条 市長は、市民又は事業者が積極的に美化活動に取り組んでいる地区を美化推進モデル地区として指定することができる。

2 市長は、美化推進モデル地区において、地区の自主的な美化活動を支援するものとする。

(クリーンひらつか指導員及びクリーンひらつか推進員)

第20条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、クリーンひらつか指導員を置く。

(1) 次条及び第22条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) さわやかで清潔なまちづくりに係る普及、啓発等に関すること。

2 市長は、市民及び事業者のうちからクリーンひらつか推進員を選任し、前項第2号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(1) 第5条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者

(2) 第6条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者

- (3) 第7条の規定に違反してたんつばを吐き捨てた者
- (4) 第10条の規定に違反して喫煙をした者
- (5) 第11条の規定に違反して花火をした者
- (6) 第12条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者
- (7) 第13条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (8) 第14条各号の規定に違反して廃棄物を排出した者
- (9) 第15条の規定に違反して資源再生物を持ち去った者
- (10) 第16条第2項の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第22条 市長は、前条第1号、第2号、第4号、第6号及び第9号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して落書きをした者
- (2) 第21条第6号及び第9号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者

第25条 第21条第1号、第2号及び第4号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(見直し)

- 2 この条例は、この条例の施行の日からおおむね5年以内ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

- 3 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年12月25日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。